

岡山大学自然生命科学研究支援センター分析計測・極低温部門
分析計測分野利用要項

〔平成23年7月21日〕
〔分野長裁定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学自然生命科学研究支援センター分析計測・極低温部門分析計測分野（以下「分野」という。）が管理する機器の共同利用等に関し、必要な事項を定める。

(共同利用等の種類)

第2条 共同利用等の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 分析・測定機器の利用
- 二 依頼に基づく分析・測定及び結果データの提供

(機器の利用方法)

第3条 機器の利用を希望する者は、学内の教職員にあつては「岡山大学自然生命科学研究支援センター申請書分析計測分野ユーザー登録申請書（別紙様式1）」、学外者にあつては「岡山大学自然生命科学研究支援センター・分析計測分野共同利用機器利用者登録用紙（学外用）」（別紙様式2）を分野長に提出し、承認を得るものとする。

- 2 前項により分野長の承認を得た者は、利用を希望する機器ごとに「岡山大学自然生命科学研究支援センター分析計測分野分析機器利用申請書」（別紙様式3）を分野内規第5条に定める機器管理責任者に提出し、承認を得るものとする。
- 3 前項にかかわらず、学内の教職員については申請書の提出を省略することができる。

(分析・測定の依頼方法)

第4条 分析・測定を依頼する者は、学内の教職員にあつては「岡山大学自然生命科学研究支援センター申請書分析計測分野ユーザー登録申請書（別紙様式1）」、学外者にあつては「岡山大学自然生命科学研究支援センター・分析計測分野共同利用機器利用者登録用紙（学外用）」（別紙様式2）を分野長に提出し、承認を得るものとする。

- 2 前項により分野長の承認を得た者は、測定依頼書により依頼するものとする。
- 3 測定依頼書は、分析・測定種別ごとに別に定める。

(機器利用料金等)

第5条 利用できる機器及び使用料金は、別表1のとおりとする。

- 2 使用料金の支払い方法は、別に定める。

(分析・測定料等)

第6条 分析・測定の種別及び料金は別表2のとおりとする。

2 分析・測定料金の支払い方法は、別に定める。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、別に定める機器ごとの使用心得を厳守しなければならない。

2 利用者は、分野の職員及び機器管理責任者の指示に従わなければならない。

3 利用者が、故意又は重大な過失により機器又は関連設備等を毀損又は紛失した場合はその損害を弁償するものとする。

(利用時間及び休業日)

第8条 機器の利用可能日は、次のとおりとする。ただし、分野長が必要と認めたときはこの限りでない。

利用可能日時時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時（但し、休業日及び機器のメンテナンス日を除く。）

休業日

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月28日から翌年の1月4日まで

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、利用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成23年7月22日から施行する。

